

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議運営要領

令和 7 年 11 月 27 日
外国人との秩序ある共生社会の
実現のための有識者会議座長決定案

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議は、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 2 会議において配付された資料は、各会議の終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 会議においては、都度、議事要旨を作成し、各会議の終了後、公表する。ただし、上記 1 の観点から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。